

農福連携における 中間支援組織の役割

東海大学文理融合学部

教授 濱田健司

中間支援組織とは

情報・ヒト・カネ・コトなどにより現場の取り組みを支援、協力、共同する組織

中間支援組織の範囲

- ①全国組織段階
- ②都道府県段階
- ③地域段階

農福連携における中間支援組織とは

主に 3 種類の中間組織

- (1) 国および地方自治体が中心となって運営する組織
- (2) 民間が中心となって運営する組織
- (3) 民間が国および地方自治体の事業を受託し実施する組織

(1) 国および地方自治体が中心となって運営する組織

例) 地方農政局における農福連携の組織

「九州地域農福連携促進ネットワーク」

(2) 民間が中心となって運営する組織

例) 南九州農福連携コンソーシアム、大隅半島ノウフクコン
ソーシアム、農福連携コンソーシアム岡山

(3) 民間が国および地方自治体の事業を受託し実施する組織

例) 日本セルフセンター、農業公社、地方の振興センター

以下は主に(2)について

1. 現場が求めること

農福連携モデル 4タイプ

①事業所内型

障害福祉サービス事業事業所（社会福祉法人、NPO法人、一般社団法人、株式会社等）が自己所有する農地や借りた農地で農業を行う。

②作業受委託型

農業法人等が農繁期や不足する労働力を補うために障害福祉サービス事業所等へ作業を委託する。主に事業所外の農業法人等の農地で作業を行う（こうした障害福祉サービスを「施設外就労」という）。

③雇用型

農業法人、企業等で障害者と雇用契約を結び一般就労を行う。

④協同組合理型

障害者が農業にかかる団体において出資、経営、労働に従事する。

2. 現場の主な課題

- (1) 農業サイド、福祉サイドの双方にかかる情報が必要
- (2) 実際に農福連携に取り組み始めるための情報が必要
- (3) 特に制度、助成金の情報が必要
- (4) 何のために取り組むのかを理解することが必要
- (5) 農業サイド、福祉サイド双方との繋がりが必要

3. 農福連携を広め、発展させるための主な課題

- (1) 農福連携を行う障害福祉サービス事業所を掘り起こす
- (2) 農福連携を行う農業者を掘り起こす
- (3) 農福連携の理念をしっかりと事業所・農業者へ周知する
- (4) 他地域の農福連携に関する情報を収集し共有する
- (5) 制度・助成などに関する情報を収集し共有する
- (6) さまざまな縁を結ぶ

4. 課題から見えてくる中間組織への期待

- (1) 取り組みを始める現場の支援
- (2) 既に取り組んでいる現場の支援
- (3) 農福連携を広めるための支援

↓↓↓

- ①集める：情報、現場の課題など
- ②繋げる：共有、ネットワークづくり
- ③伝える：農福連携の理念、情報（良い、課題）など
→研修、セミナー、マルシェ等
- ④支える：情報提供、ノウハウ提供、ヒトなどにより
- ⑤広げる：農福連携の取り組みを広げる

それぞれの組織が目的と役割
を明確にすることが重要！

5. 中間支援組織を運営するための主な課題

- (1) 事業・活動運営にかかる費用
- (2) 現場支援にかかる費用
- (3) 事務局人材の確保
- (4) 現場支援にかかる人材育成と確保
- (5) さまざまな構成員で構成していくこと
- (6) 行政と民間が連携すること
- (7) 特に行政における異動に伴う影響

6. 今後の中間支援組織の展開

高知県安芸圏域の取り組み

7. 今後さらに期待される中間支援組織

(1) 「農」「福」の広がり

(2) 農福+α連携の取り組みのために

(1) 「農」と「福」を広げる

「農」

林業、水産業、エネルギー産業等
⇒ **林福連携**、**水福連携**など

「福」

高齢者
生活困窮者
生活保護受給者
刑余者
ひきこもり
ニート
シングルマザー
移民・難民
など

キョードー者

(2) 農福+α連携

「+α連携」とは

例)

農福商業連携・・・農産物の販売も行う

農福工業連携・・・農産物の加工をお香

農福教育連携・・・障害者が子どもに農業を教える

農福環境連携・・・障害者が放置林、農地を保全する

農福観光連携・・・障害者が観光の特産物を生産する

<組織構成>

①地方自治体

農政、林業、水産業

商工、地域活性化

障害福祉、高齢者福祉、生活保護、生活困窮、児童

保健、医療

など

②農林水産業関係者

地元 J A、農業委員会、農業公社、農業法人、農家等

森林組合、林家等

漁業組合、漁家等

③福祉関係者

- ・ 障害者・高齢者・ひきこもり・ニート・生活困窮者・生活保護受給者・元受刑者・シングルマザーなどへの福祉サービスを提供する事業者

例) 社会福祉法人、NPO法人、一般社団法人、株式会社等

- ・ 上記の事業者を支援する団体

県域・圏域の団体

例) 振興センター、就労支援センター等

④地域のさまざまな団体

- ・ 特別支援学校、大学、専門学校
- ・ 商工会議所、一般企業

＜現実的条件＞

- ・ 県より小さく圏域また市の規模
→顔が見える範囲
- ・ 民間また地方自治体が主導する
→異動があっても変わらないようにする
- ・ 事務局費用を確保する
→ボランティアにも限界
→行政が提供する
- ・ 場所は行政などが提供する

8. 中間支援組織に求められるもの！

- ①現場の課題に対応する。
- ②現場のさまざまな情報を共有する。
- ③制度や助成等に関する情報を提供、共有する。
- ④現場に必要な人材を育成する。
- ⑤現場に必要な人材を派遣する。
- ⑥農福連携に関する意識啓発を行う。
(農業者・事業所等の掘り起こし)
- ⑦さまざまな団体・機関で構成することで地域に応じた取り組みを行う。
- ⑧現場が継続、さらに発展できるようにする。
- ⑨新しいモデルにチャレンジする。
- ⑩異動などがあってもマインド、理念、活動が継続できるようにする。